

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

<p>事故の概要</p>	<p>平成30年2月13日、午後6時36分頃、君津市外箕輪三丁目19番2で発生した交通事故。 本市所有の消防用自動車が緊急走行中、国道127号を横断しようとしたところ、左側から直進してきた相手方所有の軽乗用車と交差点内で衝突し、損害を与えたもの。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>個人（君津市在住）</p>
<p>和解の条件</p>	<p>君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害629,896円のうち、125,979円を支払う。 相手方は、本件事故に関する損害賠償金として、君津市に対し、君津市の損害979,520円のうち、783,616円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。</p>
<p>専決年月日</p>	<p>平成30年8月21日</p>

平成30年8月31日提出

君津市長 鈴木 洋 邦